

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	児童通所支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、児童通所支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童通所支援に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に基づき、支援が必要と認められた児童が、事業所通所を通して療育支援を受ける場合、申請により、必要な調査を経て、児童通所支援の支給決定及び給付費の支給を行っている。当事務では次に掲げる業務を行っている。</p> <p>①サービスの支給申請受付 ・申請書と必要書類を受付ける。 ②支給申請内容の調査及び審査 ・提出された申請書類を確認し、必要となる調査及び審査を行う。 調査にあたり、本人同意書提出のもと認定調査票について転入前自治体に対し資料提供依頼を行う。 ③利用者負担額の算定 ・市民税課税情報等により利用者負担額を算定する。 ④決定通知 ・福祉サービスの種類及び量等の決定を行い、決定通知及び受給者証を発行する。 ⑤給付費の審査・支払 ・給付費請求に対し、サービス利用状況を審査し支払いを行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の業務で取扱う。 ①サービスの支給申請受付 ②支給申請内容の調査及び審査 ③利用者負担額の算定</p>
③システムの名称	1. 福祉総合システム(障がい児通所支援業務) 2. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3. 中間サーバー 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. 宛名管理システム 6. 庁内連携システム(データ連携基盤) 7. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表第1の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の10、11、12の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の8、11、16、56の2、108、116の項 【10__児童福祉法による障害児通所支援に関する情報】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課 電話番号:0564-23-6163 ファックス番号:0564-25-7650

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年2月15日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号利用法第19条第7号、別表第2の10、11、番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条	(情報照会の根拠) 番号利用法第19条第7号、別表第2の10、11、12、番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第10条、第10条の2	事後	該当条文等の追加
平成29年2月15日	II 1, 2計数時点	平成27年8月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	該当数の更新
平成30年3月23日	全般	「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)」	事後	略称から正式名称に変更
平成30年3月23日	I 4②法令上の根拠	—	【10_児童福祉法による障害児通所支援に関する情報】	事後	提供する特定個人情報の内容を具体的に記載
平成30年3月23日	II 1評価対象の事務の対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	該当数の更新
平成30年3月23日	II 1, 2計数時点	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	I 5②所属長	障がい福祉課長 内田 次夫	障がい福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II 1, 2計数時点	平成29年11月1日時点	平成31年1月30日時点	事後	該当数の更新
平成31年4月1日	IV 1	—	基礎項目評価	事後	
平成31年4月1日	IV 2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 3	—	特に力を入れている	事後	
平成31年4月1日	IV 4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 5	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 6	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV 8	—	自己点検・内部監査	事後	
平成31年4月1日	IV 9	—	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	II 1, 2計数時点	平成31年1月30日時点	令和2年3月31日時点	事後	該当数の更新
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	1 番号利用法第9条第1項別表第1の8の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条	番号利用法第9条第1項別表第1の8の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の10、11、12の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第9条、第10条、第10条の2 【情報提供の根拠】 ・ 番号利用法第19条第8号、別表第2の11、16、56の2、108、116の項 ・ 別表第2主務省令第10条、第12条、第30条、55条、59条の2 【10_児童福祉法による障害児通所支援に関する情報】	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の10、11、12の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の8、11、16、56の2、108、116の項 【10_児童福祉法による障害児通所支援に関する情報】	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和5年4月1日	II 1, 2計数時点	令和3年3月31日時点	令和5年1月1日時点	事後	